

山形新聞・山形放送8大事業 2025

便利な山形空港発着!! JALで行くハワイ



つや姫

ハワイ進出10周年記念

県民ハワイ交流訪問団



ハワイ山形県人会のみなさん

旅行期間

2025年5月21日(水)~25日(日) 3泊5日

事業企画 山形新聞・山形放送

旅行企画・実施 山新観光

【行程表】

日次	スケジュール	食事	宿泊
1 5 21	<p>【午後】山形空港(19:15) → 羽田空港(20:20) 国際線ターミナルへ 日本航空便にてホノルルへ(21:55) → (所要時間:7時間30分)</p> <p>----- <日付変更線通過> -----</p> <p>【午前】ホノルル到着。 入国審査後、専用車でホノルル市内観光へ ◆ハワイの絶景ポイントヌアヌパリ(下車) ◆ウエルカムランチ ◆パンチボウルの丘・イオラニ宮殿(車窓) ◆つや姫販売状況見学 市内スーパー・県産酒販売状況見学</p>	朝:機 昼:○ 夕:×	オアフ島 ホノルル
2 5 22	<p>【朝食/ホテル】</p> <p>【午前】フリータイム オプションツアーをご案内いたします</p> <p>【午後】つや姫応援プロモーション見学</p>	朝:○ 昼:×	オアフ島 ホノルル
3 5 23	<p>【朝食/ホテル】</p> <p>夕方までフリータイム オプションツアーをご案内いたします</p> <p>【夕食】10周年記念ハワイ友好パーティ (ハワイ山形県人会・現地関係者との交流懇親会) 実施日は決定次第ご案内となります</p>	朝:○ 昼:×	オアフ島 ホノルル
4 5 24	<p>【朝食/ホテル】</p> <p>【午前】ホテルより空港へ 日本航空にて羽田空港へ(12:15) → (所要時間:8時間40分)</p>	朝:○ 昼:機 夕:×	機内泊
5 5 25	<p>【午後】羽田空港着。入国審査後、空路山形へ(17:40) 山形空港着(18:40) おかえりなさい!</p>	朝:機 昼:×	機内泊

※上記スケジュールは現地事情により変更になる場合があります。
※時刻は交通事情等により変更になる場合があります。

旅行期間
2025年**5月21日(水)~25日(日)**

旅行代金 大人おひとり様(2名1室利用) **3泊5日**
山形空港発着
(往復羽田空港乗り継ぎ) **438,000円**
 一人部屋追加代金(3泊)75,000円

旅行条件
【募集人員】30名様(最少催行人員25名様)
【利用航空会社】日本航空(JAL) 往復エコノミークラス
(山形空港~羽田空港~ホノルル空港の往復)
【利用予定ホテル】シェラトンプリンセススカイウラニホテルクラス 2名1室利用
【食事条件】朝食3回、昼食1回、夕食1回
【添乗員】山形空港より同行
【別途費用】燃油サーチャージ・海外空港税(58,500円)
 ※料金は変動します。最終ご案内での確定となります。
 渡航手続き代行手数料(6,500円)

申し込み先
山新観光株式会社営業部『8大事業“つや姫”ハワイ』係
TEL023-622-4555 FAX023-641-1663

お申し込みの皆様へ別途ご案内いたします
オアフ島周遊・パールハーバーアリゾナ記念館・
ハワイアンディナーショー など



海外旅行傷害保険加入のすすめ より安心して旅行をしていただくため、お客様ご自身で海外旅行傷害保険をかけられることをおすすめします。

＜旅行条件＞(要約) ※詳細旅行条件を説明した書面をお渡ししております。事前にご確認の上お申し込み下さい。

- 募集型企画旅行契約：この旅行は、山新観光株式会社(以下「当社」といいます。)が企画・募集・実施する旅行であり、旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、パンフレット等や旅行条件書(ご案内とご注意も含む)と確定書面(最終日程表)及び当社旅行業約款(特別補償規程を含む)によります。※団体・グループの代表者を契約責任者とする場合も含まれます。
- 旅行契約の申込方法及び成立時期：当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合、契約は予約の時点では成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と下記の申込金のお支払いをしていただきます。この期間内に上記の手続きをされない場合は申込みがなかったものとして取扱います。ご来店の場合、当社所定の旅行申込書に記載の上、下記の申込金を添えて申込みいただきます。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立します。(申込金は、旅行代金・取消料・違約金のそれぞれ一部及び全部として取扱います。)

区分	旅行代金が30万円以上	旅行代金が15万円以上30万円未満	旅行代金が15万円未満
申込金(おひとり)	50,000円以上旅行代金まで	30,000円以上旅行代金まで	20,000円以上旅行代金まで

- 旅行代金の支払い：旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただきます。(20日目以降の申込みの場合は予約時)
- 基本旅行代金に含まれるもの：運送機関の運賃と料金/航空・船舶・鉄道等の日程表に記載された全行程運賃・料金(原則、航空機の場合はエコノミークラスを利用します。その他はコースにより等級が異なります。)、宿泊料金/宿泊機関の料金及び税・サービス料(2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)、食事料/日程表に記載された食事料金及び税・サービス料、観光料金/ガイド料・入場料・移動時の乗車料金等、団体行動中のチップ、手荷物運搬料金(お1人様20kg以内が原則)、添乗員同行費用(同行する場合のみ)、航空保険料(必要な場合) ※これらの費用はお客様の都合により、一部無料とさせていただきます。
- 基本旅行代金に含まれないもの：前項の外は基本旅行代金に含まれていません。(超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)、飲物代、クリーニング代、電報・電話等の通信費、ホテルのルームボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費、個人的性質の諸費用及び税・サービス料、傷害・疾病に関する治療費、渡航手続諸費用(旅券印紙代、証紙代、査証料、予防接種等)、海外旅行保険料、渡航手続取扱料金、日本国内の旅客サービス施設使用料(空港施設使用料)、日本国内における自宅から集合場所までの運送・宿泊費用等、希望者のみ参加するオプションツアーの旅行代金、追加旅行代金、旅行日程に明示した都市の空港諸税、運送機関の課す付加運賃・料金、同伴者の全同行費用、その他有料施設、等。)

- 旅行契約内容・代金の変更：当社が関与し得ない事由等から契約内容・旅行代金の変更をすることがあります。詳細は旅行条件書・当社旅行業約款によります。
- 当社の責任と特別補償：当社または手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えた時や旅行参加中の事故により生命、身体、手荷物に被った一定の損害について、補償場合があります。但し、いずれの場合も対象外の当社が補償しない内容・免責があります。詳細は旅行条件書・当社旅行業約款(特別補償規程を含む/支払限度額が有り)によります。
- 旅程保証：当社は旅行契約内容の重要な変更が生じた場合は、基準旅行代金の15%を限度として変更補償金を支払います。対象となる変更内容・額は、旅行条件書・当社旅行業約款によります。
- 確定書面(最終日程表)：ご出発の前日から7日前(特定の場合は当日)までにお渡し致します。
- 個人情報について：当社及び受託旅行業者は、旅行申込みの際、申込書に記載いただいたお客様の個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、パスポート内容など)について、お客様との間の連絡・発送、旅行における運送、宿泊機関等の提供するサービス・手配のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。詳細は当社ホームページまたは旅行条件書等によります。
- ご旅行取消料について：旅行契約の成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは次の取消料を申し受けます。(基準旅行代金より算出) ※手続は申込みを受けた当社または受託旅行業者営業時間のみ受け付けます。営業時間は必ず事前にご確認下さい。(ご来店・電話のみの受付となります。)(通常便利用の場合)イ)旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除するとき、旅行代金の10% ロ)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合…旅行代金の20% ハ)旅行開始日の前々日以降に解除する場合…旅行代金の50% ニ)旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合…旅行代金の100% (ピーク時は、12月20日~1月7日・4月27日~5月6日・7月20日~8月31日までをいいます。)(チャーター便利用の場合(貸切航空機)イ)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合…旅行代金の20% ロ)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合…旅行代金の50% ハ)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合…旅行代金の80% ニ)旅行開始日の前日から起算して3日目に降の解除又は無連絡不参加の場合…旅行代金の100% (船舶利用の場合)当該船舶に係る取消料の規定によります。

- お客様の責任：旅行中に受けられるサービスがご案内と異なったり事故等が生じた場合は、現地に当社及び当社手配代行業者・旅行サービス提供者にお申し出下さい。また契約書面に記載された旅行者の権利・義務・内容・提供情報等について理解するように努めなければなりません。
- 旅行条件要旨基準日：この旅行条件は、2025年1月1日を要旨基準日としております。また、旅行代金は、2025年1月1日現在有効なものとして公示もしくは国土交通大臣に認可申請中の航空運賃・適用規定を基準としています。
- その他：子供とは旅行開始日を基準に満2歳以上満12歳未満の方をいいます。当社はいかなる場合も旅行の再実施は致しません。当社旅行業約款・旅行条件書や現地事情等に基づいた事項から参加できない場合や同伴者の同行を条件とする場合があります。申込金及び違約金は基準旅行代金を適用します。予約がある場合はそれを優先します。当社旅行業約款(特別補償規程を含む)をご希望の方は、当社にご請求下さい。

＜ご案内とご注意＞(要約) (お申し込み前に下記の事項と、別紙書面を必ずお読み下さい。)

- 現地空港諸税と燃油特別付加運賃について(運送機関、出発日、利用空港、ルートなどで異なります。)
- 現地空港諸税は予告なく新設・変更される場合があります。(契約成立後であっても同様となります。)
- 燃油特別付加運賃は、旅行代金とは別に運送機関があらゆる旅行者に一定に課せらるるもので、国土交通省に申請し認可されたものです。(燃油原価水準の異常な高騰に伴い、燃油価格が一定水準に戻るまでの期間となります。/日本円払い) また契約成立後であっても新設・増額や減額になった場合は、説明及び書面の交付を行ない追加徴収やお払い戻しを致します。
- 現地空港諸税と燃油特別付加運賃とも新設・増額を理由に旅行契約の解除をされた場合は、規定の取消料が適用となります。
- 旅行に関する注意事項
 - 旅券(パスポート)の必要残存日数は、滞在日数分以上の残存期間が必要で、(現地事情から予告なしに変更がある場合があります。)

旅行企画・実施 / 観光庁長官登録旅行業第127号
 一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員
 旅行業公正取引協議会会員

山新観光株式会社
 本社 / 〒990-0047 山形市花籠町二丁目5-12 山形メディアタワー
 TEL023-622-8321 FAX023-623-2649
 ホームページ www.travel-ysk.co.jp
 総合旅行業取組管理者 佐藤真美

旅行業公正取引協議会 協賛
 ※掲載写真等はイメージであり、実際の旅程等に含まれない場合があります。

旅行業取組管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にて不明な点があれば、ご遠慮なく旅行業取組管理者にお話し下さい。
 原則的に設定以外での追加手配は致しません。またお客様の都合による別行動や現地在住のお客様の合流はできません。当ツアーは記載したショッピング(土産物店)へご案内をさせていただくことが条件となります。(休憩所・レストラン・観光施設等に併設されたものは除く。)これは購入や入店を強制するものではありません。尚、事情により案内できない場合であっても旅程保証の変更補償金の対象とはなりません。予めご了承下さい。